

平成八年度就学義務猶予免除者の 中学校卒業程度認定試験の実施について

この認定試験は、文部省が毎年一回実施するもので、病気などやむを得ない事由のために、義務教育諸学校に就学することができず、保護者が就学させる義務を猶予又は免除された者等に対し、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために行う試験で、合格した者には高等学校の入学資格を与えるものである。

1 受験資格

(1) 就学義務猶予免除者である者
又は就学義務猶予免除者であった者で、平成九年三月三十一日

までに満十五歳以上になる者。

(2) 保護者が尋常小学校又は国民学校に就学させる義務を猶予又は免除された者。

(3) 保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、義務教育諸学校を卒業できなかった者で、就学させる義務の猶予又は免除を受けることができる事由に相当する事由があつたと文部大臣が認めた者。

2 願書の受付

八月五日(月)から九月四日(水)

目的を持って、

たくましく

小池 仙吉



「教育」は、新しい転換期を迎えていると言われ、時代の流れに対応したコンピュータを利用した授業や外国の方を先生に招いた本格的な英語

学習を取り入れるなど様々な創意工夫がなされているようです。

私は職業上、スポーツ活動を行っている先生方や生徒さんと接する機会が多くあります。スポーツに汗を流し、集団で行動する生徒さんの多くは規律正しく、礼儀作法もしっかりとしています。一方、放課後とはいえ何をやるということもなく街にたむろしている生徒さんも多く見受けられます。

高度経済成長期と比較すれば、近年の経済の動きは鈍く、ともすれば社会全体が暗くなりがちな昨今です。新世紀をたくましく生きる生徒さ

まで、県教育庁高等学校教育課で受け付けます。

3 試験期日

十一月八日(金)

4 試験場

東分庁舎

5 試験科目

国語、社会、数学、理科
外国語(英語)

その他詳しくは、左記へお問い合わせください。

〒960福島市杉妻町二一十六

県教育庁高等学校教育課

中学校卒業程度認定試験係

電話(024)313-1122 内線533

んに、今望むことは確固とした目的意識を持って行動していただきたいと思うことです。情報化時代を反映し、テレビ・ビデオ等の視覚からの受動的姿勢が多くなっています。全ての情報を鵜呑みにすることなく、それも判断基準の一つとするような巨視的な思考法こそ、これからの社会に大きく羽ばたくために大切なことだと考えます。

私たち大人は、時代を担う生徒さんの成長を側面から暖かく支援するとともに、福島県のためまざる発展に貢献して行きたいと思えます。

(福島県旅館ホテル組合理事長)

自然の中で「リフレッシュ」!!

「リフレッシュ施設」開設

(助)福島県教職員互助会からのお知らせ

互助会では、夏季・冬季期間における会員のリフレッシュ計画を支援するため、従来の「海・山の家」と「スキーの家」開設助成事業を、今年度から「リフレッシュ施設」利用助成事業として拡大・充実を図りました。今回の改正により、指定施設も増え、助成額もアップしましたので、是非家族揃って自然に親しみ大いに心身をリフレッシュしてください。(指定施設は、四十七頁をごらんください)

1 開設期間

(夏季)七月一日～九月三十日

(冬季)十二月十五日～三月三十一日

2 助成額

宿泊利用 二、五〇〇円/一人(二泊限度)

日帰利用 一、五〇〇円/一人

3 利用資格

会員、会員の被扶養者、被扶養者でない会員の配偶者・子・父母(義父母)なお、利用方法等詳しくは、「平成八年度リフレッシュ施設開設実施要項」をご覧ください。

(問い合わせ先)

教育庁福利課内 互助会厚生係

直通(024)313-7601